

学校法人関西文理総合学園役員の報酬等に関する規程

2020年2月25日
規程(法人)第8号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関西文理総合学園（以下「学園」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、及び常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員として給与を支給している理事をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる通勤費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与及び退任功労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬額の算出方法)

第4条 常勤理事に対する報酬月額は、別表1のとおりとする。

- 2 非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表2のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤理事が退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤理事もしくは監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、給与規程が定める規定を準用して、日割りによって計算する。

(賞与の算出方法)

第5条 常勤理事に対する賞与の額は、次のとおりとする。

- (1) 夏期賞与 報酬月額の2.05か月分
- (2) 冬期賞与 報酬月額の2.15か月分
- (3) 年度末賞与 報酬月額の0.55か月分

(退任功労金の支給)

第6条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任功労金を支給する。

- 2 常勤理事が死亡したときは、その死亡の日をもって退任したものとみなす。
- 3 前項により退任した場合の退任功労金はその遺族に支給するものとし、遺族の範囲および順位は退職金規程を準用する。
- 4 退任功労金は、退任のときにおける報酬と在任期間とを基準として別表3により算出

する額の範囲内において理事会で決定する。

- 5 在任期間は就任の日の属する月から退任の日の属する月までとし、在任期間に1年未満の端数のある場合にはその端数は切り捨てる。
- 6 在任期間が1年に満たない者は、退任功労金を支給しない。
- 7 理事会が特に必要と認めた場合は、在任期間に該当する支給率の1.5倍を上限とした支給率により、退任功労金を加算することができる。

(報酬等の支給方法等)

- 第7条** 常勤理事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程および退職金規程を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」および「年度末手当」とあるのは「賞与」に、「退職金」とあるのは「退任功労金」に、それぞれ読み替えるものとする。
- 2 非常勤理事の報酬は、理事会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費用)

- 第8条** 常勤理事が職務執行するための通勤費の月額、交通機関の定期乗車券(1か月)相当額とし、支給日、支給方法、端数計算等は給与規程を準用し、「通勤手当」とあるのは「通勤費」に読み替えるものとする。
- 2 役員が職務執行のために出張した場合は、別に定める出張規程、海外出張規程に基づいて旅費を支給する。
 - 3 役員が職務の執行に当たって手数料等その他の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

- 第9条** この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条** この規程の改廃は、評議員会の意見をきいた上で、理事会の議を経て行う。

附則

- 1 この規程は2020年2月25日から施行する。
- 2 制定に伴い、2003年1月28日制定した「学校法人関西文理総合学園役員の報酬等に関する規程」および「学校法人関西文理総合学園役員功労金支給内規」は廃止する。

別表1（常勤理事の報酬額）

理事長	月額 885,000 円
常務理事	月額 610,200 円

別表2（常勤理事以外の役員の報酬額）

非常勤理事	理事会等会議への出席	日額 30,000 円
監事（非常勤）	監事監査、理事会等会議への出席 その他法人業務のための勤務	日額 30,000 円

※職員理事は無報酬とし、給与規程に則り職員としての給与のみ支給する。

別表3（退任功労金支給率表）

在任期間（年）	支給率（か月分）	在任期間（年）	支給率（か月分）
1	0.6	11	11.1
2	1.2	12	12.2
3	1.8	13	13.3
4	2.4	14	14.4
5	3.0	15	15.5
6	4.5	16	16.6
7	5.25	17	17.7
8	6.0	18	18.8
9	6.75	19	19.9
10	7.5	20 年以上	21.0